

公益財団法人旭硝子財団 能登半島地震災害奨学金 奨学生募集要綱

1. 旭硝子財団の奨学事業概要

旭硝子財団は、人類が真の豊かさを享受できる持続可能な社会および文明の創造に寄与することを目的とし活動しています。旭硝子財団の奨学事業は、産業、経済及び社会の進歩、向上を担う優れた人材育成に貢献するために実施しています。本奨学金は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって、経済状況が急変、または悪化し、就学継続が困難な状況にある、高等学校に在学する生徒に対し、大学等の上級学校卒業までの間、奨学金を給付することにより、経済的不安を緩和し、教育の機会を確保することを目的とする。

2. 応募資格

2024年4月現在、指定の高等学校(補足1)に在籍している者で、学校長の推薦を受けることができる成績優秀で品行方正な生徒であり、以下の(1)または(2)のいずれかに該当し、かつ(3)に該当する者。

(1) 本震災により家計を支える方が死亡・行方不明・負傷病気・失業等の被害を受け、経済的事由により就学が困難な状況が見込まれる生徒。

(2) 本震災により居住していた住宅が半壊・半焼または床上浸水以上程度の被害を受け、または計画的避難区域になっているなど、経済的事由により就学が困難な状況が見込まれる生徒。

(3) 他の給付型奨学金を受けていない生徒。(ただし、自治体からの支給は除く)

3. 奨学生の募集

募集は、2024年度の計1回とする。募集対象は、高等学校全学年とする。

募集数は、高等学校在籍者 各校3名とする。

4. 奨学金の支給時期と支給額

奨学金の支給は、2024年度は、2025年1月、2025年度以降は、毎年7月に実施する。

高等学校在籍中 年額 20万円

上級学校在籍中 年額 30万円

※当奨学金の給付期間は、給付開始年から上級学校(大学、短期大学が対象。専門学校は対象外)卒業年までとする。ただし、上級学校在学中の給付期間は、正規の最短修業期間又は4年間のいずれか短い期間を上限とする。

※当奨学金は、返還の義務はありません。また、奨学金の支給を受けても、入社その他の付帯義務を負うものではありません。

5. 提出書類、提出先並びに提出期日

(1) 提出書類

- 旭硝子財団 能登半島地震災害奨学金 推薦書(学校長の公印が必要)
- 在学学校の学業成績証明書またはそれに代わる資料
- 旭硝子財団 能登半島地震災害奨学金 申請書①、申請書②
- 被災状況を証明する書類の写し(必要に応じて添付)

*応募書類は返却いたしません。

*上記書類は、推薦者ごとに左上をホチキス留めにてまとめてご提出ください。

(2) 提出期限 2024年9月26日(水)までに【**必着**】でご提出願います。

*申請者ご本人からの直接の応募は受け付けておりません。必ず学校を通じてご応募下さい。

*申請書の電子データが必要な場合は、下記の間合わせ先へご依頼下さい。

(3) 提出先・問合せ先

〒102-0081 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 2F

公益財団法人 旭硝子財団 奨学事業部 (担当: 米田 貴重)

Phone: 03-5275-0620 (アナウンスの後、4 を押してください)

E-mail: scholarship@af-info.or.jp

6. 選考

(1) 原則として、書類選考により決定します。(必要に応じて、電話での問い合わせを行う場合がございます。)

(2) 書類選考においては、当財団の奨学生選考委員会にて審査し、奨学委員会にて採否を検討し、理事会の審議をもって、奨学生の採用を決定する。

7. 奨学生の義務

(1) 奨学金支給期間中は、在籍の高等学校、上級学校で所定の学業、研究に精勤すること。

(2) 初年度以降、奨学金支給継続のため、毎年4月に状況確認書を提出すること。状況確認書には、在学している学校の在籍証明書と前年度の成績表の写しが必要です。

(3) 申請していただいている各種情報(連絡先等)に変更があった場合、すみやかに当財団に連絡を実施すること。

8. その他

・奨学生が、傷病等のために成業の見込みがないとき、性行不良となったとき、奨学金が不要となったとき、奨学金の用途が適当でないとき、高等学校において原級留置となったとき、在学学校で処分を受けたとき、奨学生の義務を怠ったとき、申請書等に虚偽が発見されたときは、当奨学金の受給資格を失います。

・奨学生が休学あるいは長期にわたり欠席する場合、奨学金の給付は休止します。

・奨学生が高等学校卒業の翌年度に上級学校に進学しなかった場合、奨学金給付は休止します。

・奨学金給付が休止された奨学生が、本財団の定める条件を満足したうえで、再開を願ったときは、原則として奨学金の給付を再開します。ただし、休止の開始から2年を経過しているときは、この限りではない。

9. 個人情報への取り組み

・ご提供いただいた個人情報は、「公益財団法人旭硝子財団の個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。

・ご提供いただいた個人情報は、当財団において、奨学金の給与、奨学生に対する指導助言、その他本法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用させていただきます。

以上

(補足1)

奨学金対象の指定高等学校：6市町にある10校

珠洲市

石川県立飯田高等学校

輪島市

石川県立門前高等学校

石川県立輪島高等学校 {定時制併設}

穴水町

石川県立穴水高等学校

能登町

石川県立能登高等学校

志賀町

石川県立志賀高等学校

七尾市

石川県立七尾高等学校

石川県立田鶴浜高等学校

石川県立七尾東雲高等学校

石川県立七尾城北高等学校 {定時制}

以上